

1 総務部学事課

<p>①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況</p> <p>○千葉県いじめ重大事態再調査会の設置</p> <ul style="list-style-type: none">再調査会の担任する事務は、県立学校、私立学校のいじめの重大事態の調査結果についての再調査等重大事態とは、「いじめにより、児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある」、「いじめにより、児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある」場合教育等に関する学識経験者を、再調査の必要性（又は再調査の必要性を再調査会に諮問する必要）が認められる事案発生の都度、委員として任命 <p>○スクールカウンセラーの充実</p> <ul style="list-style-type: none">スクールカウンセラーを配置している私立小・中・高等学校に対して補助金を交付し、校内教育相談体制の充実を図った。平成30年度は私立学校64校に対して35,311千円を交付した。 <p>○ネットパトロールの情報提供</p> <ul style="list-style-type: none">私立高等学校に係るネットパトロールの情報について、当該校の管理職に一報を入れ、内容の確認を依頼するとともに、削除依頼を含めた指導を依頼している。 <p>○関係文書の迅速かつ確実な送付</p> <ul style="list-style-type: none">文部科学省や県教育庁から発出された、生徒指導やいじめ問題に関する文書を、迅速かつ確実に送付し、学校に適切な対応を依頼している。 <p>○当課に寄せられるいじめに関係する相談等への対応 相談関係機関との迅速な連携</p> <ul style="list-style-type: none">当課に寄せられる保護者等からの関連するトラブル相談等については、その内容を当該校の管理職に確実に伝え、学校における適切な対応を依頼している。関係機関と連携（対応方法の相談・確認等）しながら、迅速かつ適切な対応に努めている。
<p>②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題</p> <ul style="list-style-type: none">現在のところ、再調査の必要性が認められる事案は発生していない。スクールカウンセラーの整備・活用をさらに促す必要がある。ネットによるものを含め、いじめへの対応・予防がより適切なものとなるよう、教員研修や児童生徒向けの指導を各学校の実情に応じて実施するよう依頼する必要がある。メールを活用し、迅速かつ確実に通知している。学校の初動対応が不十分であったために、保護者と学校の関係がこじれるケースが見受けられ、初動対応の重要性や重大事態ガイドラインに沿った対処の必要性を、引き続き周知・依頼する必要がある。
<p>③御意見・御提案等</p>

2 健康福祉部健康福祉政策課

<p>①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況</p> <p>○県内小・中・高等学校等への啓発ビデオの貸出し</p> <ul style="list-style-type: none">平成30年度貸出件数 45件（視聴人数 5,638名）…いじめ問題以外も含む <p>○人権問題研修会支援事業</p> <ul style="list-style-type: none">平成30年度講師紹介実績 11件（受講人数約 2,600名）…同上 <p>○スポーツ組織と連携・協力した啓発活動</p> <p>【主催：県、県教育委員会、千葉市、千葉地方法務局、千葉県人権擁護委員連合会、千葉県人権啓発活動ネットワーク協議会】</p> <p>平成30年度実績</p> <ul style="list-style-type: none">ジェフユナイテッド市原・千葉と連携し、スタジアム啓発の実施（啓発グッズの配布等）日立柏レイソルと連携し、「いじめゼロ宣言 みんなで人権サポーターになろう。」のメッセージとともに相談連絡先の周知を図り、いじめ撲滅に向けた取組を実施（ポスターの作成、配布（5,000枚））

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
<p>(成果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権週間を中心にいじめをテーマとしたビデオの貸出により、学校等においてビデオを効果的に活用した啓発活動が行われた。 ・講師を紹介することにより、学校等における効果的な研修会・講演会等の実施に繋がった。 ・スタジアム啓発では子どもの人権相談ダイヤルの周知を図り、いじめ撲滅に向けた取組の実施を図った。ポスター配布先におけるアンケートの結果、「興味を持って見ることができ、連絡先を知るきっかけとなった」等の意見が寄せられた。また、約5割が「今後もポスター配布を積極的に行った方がよい」と答え、「時々行ったほうがよい」との回答を合わせると9割以上がポスターの配布について好感を持った結果となった。 <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネットいじめに関しては、携帯端末の機器更新や SNS 等の手法の多様化が日々進んでおり、ビデオの内容と実態との齟齬が生じやすい。 ・ポスターについては、各学校への配布枚数を増やしたが、学校に貼るスペースがないため、ポスターのサイズを小さくしてほしいとの意見や選手が呼びかけているようなポスターがよい等の意見があったことから、今後、作成型態を検討していく。
③御意見・御提案等

3 健康福祉部児童家庭課

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
<p>○児童家庭相談への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童家庭相談への対応（6児童相談所） <p>○関係機関との連携</p> <p>児童虐待相談等、児童相談所に寄せられる児童家庭相談のうち、いじめ問題を含む相談については、学校や教育委員会との十分な連携を図るとともに、必要に応じて医療機関、警察等にも協力を依頼している。</p> <p>また、いじめ重大事案に関しては、児童相談所における取り扱いの有無等を確認し、取り扱いがある場合には、情報提供を行っている。</p>
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
<ul style="list-style-type: none"> ・千葉県児童相談所（千葉市含まず）における要保護児童相談受付件数のうち、主訴がいじめであるものは平成29年度、平成30年度は0件であった。また、いじめを主訴とせずとも、係属のある児童がいじめ問題に関与した際には、学校や市町村と連携して対応している。
③御意見・御提案等
<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、学校や教育委員会等との連携を密にし、いじめ問題等に対応していきたい。

4 環境生活部県民生活・文化課

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
<p>(1) 子ども・若者育成支援事業（子ども・若者のための相談・支援機関ガイド配布）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・困難を抱える若者を適切な支援に結び付けるため、ライトハウスちば及び各支援機関を紹介したリーフレット、ポスターを市町村や学校、各種支援機関等に活用や配布を依頼した。 <p>(2) 青少年総合対策本部事業（青少年を健全に育てる運動ポスター配布）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年の健全育成を目的として、国・県関係機関及び市町村等と連携して啓発活動を行う。

<p>(3) 青少年ネット被害防止対策事業（ネットパトロール）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ネット監視員を2名配置し、県内中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校等の生徒の問題のある書き込みを監視している。特に問題があるものについては、教育委員会、警察等に連絡し、書き込みの削除を含めた生徒への指導を依頼した。（30年度実施状況：問題のある書き込みをした生徒の総数4,317人、そのうち特に問題のある書き込み305人〈402件〉） ・ 市町村、学校教職員用にネットパトロール実施マニュアルを配布、全市町村を対象に市町村担当者会議を実施、また、実施を希望する市町村に対しては、ネットパトロール担当者に対する講習を実施した。 ・ ネットパトロールの結果と情報を公表するとともに、要請に応じ、児童・生徒、保護者、学校関係者に向けて講演を実施するなど、インターネットの適正利用について啓発を図った。（30年度実績：54回、参加者14,996名）また、講演の内容について理解定着を促すため、リーフレットを受講者に配付し、講演で活用した。 <p>(4) 青少年非行防止対策事業（非行防止リーフレットの作成・配布）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ネットいじめを含むインターネットに潜む危険に対する情報が掲載された非行防止リーフレットを新中学生の保護者に対して66,000部、新高校生に対して60,000部を作成・配布した。
<p>②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題</p> <p>(1) 困難を抱える若者やその支援者に必要な情報が伝わるよう、効果的な広報・啓発をしていく必要がある。</p> <p>(2) 広く関係機関などに対して啓発することができた。今後も効果的な広報・啓発をしていく必要がある。</p> <p>(3) ・ 関係機関と連携を図り、特に問題のある書き込みについての情報提供を速やかに行うことができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ネットパトロールで得た情報を講演内容に盛り込むことで、インターネット適正利用について、参加者の意識を高めることができた。 ・ 各市町村等におけるネットパトロールの普及と促進を図った。 ・ 今後も、青少年のスマートフォン所持率の上昇が予測されることから、引き続き、ネットパトロール事業を推進し、青少年のインターネット上のトラブル防止に努めるとともに、インターネットの適正利用についての啓発を効果的に実施する必要がある。 <p>(4) 必要に応じ関係機関を含め配付できた。インターネットに潜む危険に直面する新中学生の保護者や新高校生に対し必要な情報が伝わるよう、今後も効果的な広報・啓発をしていく必要がある</p>
<p>③御意見・御提案等</p>

5 企画管理部教育政策課

<p>①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況</p> <p>該当なし</p>
<p>②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題</p>
<p>③御意見・御提案等</p>

6 教育振興部生涯学習課

<p>①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況</p> <p>(1) 「学校から発信する家庭教育支援プログラム」の活用推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ問題の対策として、子供の変化チェックポイント等を収録した「いじめ」（小学校編）を、ネットいじめについては、「スマートフォンの使用」（小・中学校編）を活用してもらうことで、子供たちがいじめの加害者にも被害者にもならないよう啓発している。 ・ 年度当初に、本プログラムを学校便りやPTA活動等で活用促進するように市町村教育委員会等に依頼するとともに、啓発用ポスターの掲示についても依頼する。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 11月第3日曜日の「家族の日」とその前後の「家族の週間」にあわせ、本プログラムの中から、特に「親子のコミュニケーション」や「子どもとの会話や過ごし方」等について活用するよう、幼稚園・保育所・小学校・中学校等に依頼する。 <p>(2) ウェブサイト「親力アップいきいき子育て広場」の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子育てや家庭教育に関する情報を広く掲載している。 ・ 本ウェブサイトの周知を図るため、啓発チラシを作成し、各教育事務所の社会教育主事経由で学校の担当者等に配布する。 ・ 携帯電話やスマートフォンの安全な使用に関する知識や危険性について啓発する外部サイトを紹介している。
<p>②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題</p> <p>(1) ・ 学年だよりや保護者会の資料作成に本プログラムが活用された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ より多くの教職員が年間を通じて活用できるように周知する時期などを工夫する必要がある。 ・ 電子機器の使用については、家庭における使い方や社会の使い方に変化するので、適時見直しを検討する必要がある。 <p>(2) ・ 家庭教育支援や子育てに係る情報を県民に提供するため、定期的に情報の更新を図った。平成30年度のホームページの更新件数は38であった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村や各種団体に向けて本ウェブサイトのリンク貼り付けを促し、保護者へのサイトの周知に努める必要がある。
<p>③御意見・御提案等</p> <p>(1) 他課の研修会等においても、機会があれば本プログラムの周知に御協力をお願いしたい。</p> <p>(2) 保護者へ本ウェブサイトを周知するため、県の広報誌に紹介記事を掲載していきたい。</p>

7 教育振興部学習指導課

<p>①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況</p> <p>○未然防止に向けた心の教育（各学校）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 豊かな人間関係づくりプログラムの実施 ・ 道德教育の推進（いじめを題材とした映像教材の活用等） <p>○担当する主な関係事業等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「道德教育の手引き」（改訂版）の作成・配付 ・ 高校生を対象とした道德教育読み物教材「明日への扉Ⅲ」の作成・配付 ・ 特色ある道德教育の推進校における研究 （特色ある道德教育推進校【研究指定校】 32校） ・ 映像教材の作成と配付（DVD版）…令和元年度作成中（小学生対象第1話、中学生対象第1話、高校生対象第1話） ・ 道德教育推進教師研修（小学校、高等学校で実施）
<p>②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指導資料「道德教育の手引き」を県内全ての公立幼稚園、小・中・高等学校、義務教育学校、特別支援学校の全教員に配付した。 ・ 研修等で、既に作成・配付されている映像教材や読み物教材を活用した取組や、各地域の特色に応じた道德教育を紹介するなど、道德教育の推進を図ることで、いじめの未然防止につなげるようにする。 ・ 道德の「特別な教科」化に向けて、道德教育推進教師をおき、道德の授業における「いじめ」の扱いについて考える機会にできるようにする。
<p>③御意見・御提案等</p>

8 教育振興部児童生徒課

<p>①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況</p> <p>○未然防止に向けた心の教育（各学校）</p> <ul style="list-style-type: none">・いじめ防止啓発強化月間の取組・豊かな人間関係づくりプログラムの実施（学習指導課）・道徳教育の推進（いじめを題材とした映像教材（DVD）の活用）（学習指導課） <p>○担当する主な関係事業等</p> <ul style="list-style-type: none">・教育相談体制の充実 スクールカウンセラーの配置（県立高校80校、全公立中学校、小学校150校） スクールソーシャルワーカーの配置 （小中学校配置校6校、地区不登校等対策拠点校等12校、県立高等学校（定時制）17校、 アクティブスクール4校、各教育事務所1名ずつ計5名）・情報モラル教育研修への講師派遣（平成28年度～） 情報モラル教育研修や講演への講師を、県立中・高等学校及び特別支援学校30校、市町村立小・中・義務教育学校及び特別支援学校70校（千葉市を除く）に派遣予定・千葉県いじめ対策調査会（平成26年度～） 7人の委員による有識者会議の開催（いじめ対策施策の審議等）・千葉県いじめ問題対策連絡協議会（平成26年度～） 43機関等による本会議及び15の機関等によるネットいじめ対策専門部会・教職員向けいじめ防止指導資料の活用（平成26年度～）・児童生徒向けいじめ防止啓発カードの配付（平成27年度～） （国立公立私立小・中・義務教育学校・高・特別支援学校に配付）・保護者向けいじめ防止啓発リーフレットの配付（平成26年度～） （国立公立私立小学校・義務教育学校・及び国立公立特別支援学校小学部の新入生保護者に配付）・児童生徒向けいじめ防止啓発リーフレットの配付（平成26年度～） （国立公立私立小・中学校・義務教育学校・及び国立公立特別支援学校小・中学部の新入生及び小学4年生に配付）・教職員リーフレットの配付（平成30年度） （国立公立私立小・中・高校・義務教育学校・県立高等学校・及び国立公立特別支援学校小・中学部・高等部に配付）・生徒指導アドバイザーの配置（平成27年度～） 生徒指導アドバイザー（嘱託職員）を8校に配置・スクールロイヤー活用事業 県弁護士会と協定を結び、弁護士をスクールロイヤーとして推薦してもらい法的助言を得たい学校が直接電話や対面で相談できる体制を構築。また、管理職や教職員、児童生徒へ直接スクールロイヤーが講演を行う。・SNSを活用した相談窓口の設置 「そっと悩みを相談してね～SNS相談@ちば2019～」を、令和元年度は7/20～9/3に試行的に実施。県内国立公立私立高等学校及び特別支援学校の高校生及び高等部生徒を対象にLINEを使った相談窓口を開設している。 <p>○関係機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none">・県警本部、千葉市との担当者連絡会議の開催・県民生活・文化課、NPO企業教育研究会、県警等との連携によるネットいじめ対応
<p>②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題</p> <p>・当課においては、関係事業として様々ないじめ防止対策を整備しているが、学校における、効果的な活用に繋がっていない状況もある。引き続き、各種会議、協議会、研修において効果的な活用方法の周知や活用によって好転した事例などを具体的に示し、より効果のないいじめ問題に対する体制づくりに繋がられるよう働きかける必要がある。</p>

- ・ネットいじめの問題は喫緊の課題である。特にLINE等のSNSへの書き込みについては、外部から発見することが非常に困難で、学校や保護者が認知したときには事態が深刻化しているものも多い。今後学校においては、未然防止の指導が非常に重要と考えられる。このことから関係課と連携し情報モラル教育を充実させたい。
- ・学校や教職員のいじめ問題への対応力向上に引き続き取り組む必要がある。特にいじめ問題の重大化のほとんどは不適切な初期対応からなるもので、校内で統一された対応の周知や組織での対応など、チーム学校の取組が非常に重要である。このような校内体制を作り上げるため組織リーダーの育成は必要不可欠であり、今後も研修会の充実に努めリーダーの育成を図る必要がある。
- ・各学校のいじめ防止基本方針やいじめ対策組織が、より効果的に機能するようPDCAサイクルにより見直しを図り、学校の実態にあった実効性のあるものにするよう、積極的に指導・助言をしていかなければならない。
- ・重大事態の判断と適切な対応のために、各学校では再度、研修を行い確認・周知をする必要がある。

③御意見・御提案等

- ・いじめ防止対策の直接の担当課として、各機関・団体の取組をまとめ、学校現場や県民に広く周知するように努めていきたい。また、本連絡協議会を通じて、各機関・団体がより一層の連携を進められるようにしたい。
- ・学校に対しては「いじめ防止指導資料集」や、各種リーフレットを活用した研修等を進めるよう周知したい。
- ・いじめの発見の約8割が本人からの訴えやアンケート調査によるもので、校内の教育相談体制の充実が早期発見・早期対応に繋がる重要な対策と考える。そこでスクールカウンセラー等（グループ校含む）の有効的な活用を各学校で計画し推進するよう働きかける。
- ・校内での対応が難しい案件や重大な案件については、躊躇することなく警察や各地区の少年センターとの連携を積極的に図り対応するよう学校現場に働きかけていきたい。
- ・スクールロイヤー活用事業（令和元年度7月開設）を活用し、各学校が法的根拠のもと生徒指導や保護者対応、いじめ問題対応等を進められるよう事業の積極的な活用を進めていきたい。
- ・いじめ、不登校、自殺等の問題が多発しているなか、事態の未然防止、早期発見、早期対応に繋げるために、児童生徒にSNSを活用した相談窓口を周知をする。

9 教育振興部特別支援教育課

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

- 担当する主な関係事業等
 - ・特別支援学校生徒指導主事連絡協議会の開催
 - ・指導主事訪問をとおして、いじめ防止対策の取組状況の確認
 - ・特別支援学校への非常勤講師等の配置
- 関係機関との連携
 - ・関係各課と情報共有を行いながら、必要な情報を各特別支援学校に周知

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

- ・特別支援学校生徒指導主事連絡協議会では、
 - ①教育庁の各課担当から「学校における危機管理」「学校と警察の連絡制度と犯罪防止対策について」「生徒指導の充実」「学校人権教育の推進」「青少年ネット被害防止対策事業（ネットパトロール）」について講話
 - ②各学校から代表校による実践発表
 - ③各学校作成の「学校いじめ防止基本方針」の確認
 - ④徒指導上の課題となっているテーマについてグループ協議や情報交換の時間を設定、事例による演習などによる、いじめ防止に向けての喫緊の課題の理解や他校の取組を確認

- ・指導主事訪問を通して、各特別支援学校の「学校いじめ防止基本方針」を確認し、学校の実情に応じた内容となるような指導・助言を行った。
- ・平成30年度は33校に59名の外部専門家を配置し、専門的な立場から自立活動等に関する指導、助言を得ているが、特に、7校が臨床心理士や精神科医等の専門家を招へいして、個に応じた適切な指導支援につなげることができた。

③御意見・御提案等

- ・特別支援学校におけるいじめ防止対策のために、関係機関から様々な情報提供を得るとともに、連携して対応できる関係ができていますので、今後も継続し、連携していじめ問題に取り組んでいくことができるようにしていきたい。
- ・学校現場には、「学校いじめ防止基本方針」及びいじめ防止対策のための組織の見直しを行うことにより実効性の高いものに改善すること、各学校に配付した「教職員向けいじめ防止指導資料集」を有効に活用すること、関係機関等と確実に連携していじめ防止対策に取り組むことを継続して指導していきたい。
- ・特別支援学校にも、小中学校や高等学校のようにスクールカウンセラーを配置し、日常的に児童生徒の支援体制を構築する必要がある。

10 教育振興部教職員課

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

- 教員による児童生徒に対するいじめの状況把握
 - ・平成24年度に、県教育委員会が所管する全児童・生徒を対象に、体罰アンケートを実施し、また、平成25年度より、セクハラ実態調査と合わせ、「セクシュアル・ハラスメント及び体罰に関する実態調査」として実施し、実態把握に努めている。
- 児童生徒が相談しやすい環境づくり
 - ・各学校に対し、養護教諭やスクールカウンセラー等による相談員の配置及び教育相談箱の設置を指導している。
 - ・児童生徒が相談できる関係機関（子どもと親のサポートセンター、教育庁内各課、24時間子供SOSダイヤル、ライトハウスちば等）について、リーフレットへの掲載、配付を通じて、周知を図っている。

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

- ・本実態調査を実施することで、各学校ごとに実態把握及び迅速な解決に結びつくとともに、教職員及び児童・生徒への啓発を図ることができた。
- ・相談員の配置に係る児童生徒の周知率の向上が課題である。
(H28: 63.6% H29: 66.8%)

③御意見・御提案等

- ・いじめ発生における教職員の対応によっては、懲戒処分の対象となり得ることから、担当課との情報共有及び対応の連携を引き続き行うことが重要である。

11 教育振興部学校安全保健課

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

- いじめ問題に係る報告の受理（重大事態を含む）
 - ・学校から正確な情報を収集する。
 - ・詳細確認後、児童生徒課生徒指導・いじめ対策室との連携を迅速に行うとともに、今後の連絡体制について学校に指示する。
 - ・いじめの状況（重大事項を含む）に応じて関係課に情報提供をする。

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

- ・いじめの報告（重大事態を含む）を受けた時は、児童生徒課生徒指導・いじめ対策室と連携を図り情報を共有するとともに、対応の準備を整えた。

③御意見・御提案等

- ・不登校重大事態の場合、いじめの重大事態として一報を入れるのが遅い学校が見られる。学校は、いじめの重大事態の対象となる可能性がある児童生徒については、欠席が30日を超える前の段階で、その欠席がいじめによるものなのかを調査、判断するよう努めるとよい。

1.2 教育振興部体育課

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

○運動部活動における望ましい人間関係づくり

- ・安全で充実した運動部活動のためのガイドラインを活用した研修会の実施
- ・運動部活動指導者講習会や体育主任等研修会で積極的な取組の奨励と注意喚起

○スポーツマンシップ教育の充実

- ・JOCと連携したオリンピック教室の実施
- ・日本スポーツ協会と連携した、アンチ・ドーピングの取組を実施
- ・体育主任等研修会での講演や関係団体との共催による講演会を実施

○運動を通じた仲間づくり

- ・いきいきちばっ子コンテスト「遊・友スポーツランキングちば」の実施
仲間と楽しく集団で協力しながら運動に取り組むことにより、好ましい人間関係や社会性を育成する。

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

- ・運動部活動指導者等に対する研修会や講演会で、いじめ防止の取組について取り上げ、指導者としてのいじめ防止の意識を向上させることができた。
- ・毎日、多くの時間をかけて行う運動部活動では、部員同士のつながりが深くなり、仲間づくりに大変有効であるが、問題が生じた場合、深刻化することもある。顧問と部員、部員同士がお互いに認め合い、良好な人間関係を構築するとともに、人権意識を育成する必要がある。
- ・学級担任、部活動顧問、養護教諭など連携を密にし、様々な角度から生徒の姿を把握するよう努める必要がある。

③御意見・御提案等

1.3 千葉県総合教育センター

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

○いじめ防止に係る研修

- ・いじめ防止について取り上げた研修は25事業であり、研修参加者は3,407名であった。その中で、いじめに特化した研修が実施されたのは15事業であり、研修参加者は、3,123名であった。初任研、5年研、中堅研等のライフステージ研修に加え、新任校長研、新任教頭研及び教務主任研修にいじめに特化した研修を取り入れ、各層で経験に応じた研修に努めた。具体的にはいじめへの対応、未然防止、人間関係づくり等の講話・協議・事例演習を行った。
- ・学校運営の中核を担うミドルリーダーとしての資質能力を高めるための休日開放事業において、今日的課題への対応としていじめ問題を扱った。

○情報モラル研修

- ・初任者研修や教育情報化推進リーダー養成研修で情報モラルについての研修を行い、メディア教育指導者研修等でもSNSによるトラブル事例やネットいじめ防止について扱っている。
- ・学校支援事業（情報モラル関係）として、県内小学校、高校、特別支援学校、民間研究会の研修会講師として児童・生徒、教職員、保護者960名に指導助言を行った。
- ・情報モラル研修は初任研の対象者全員に対し、SNS利用で気を付けることなどをテーマに教材を利用した実践的な研修を実施した。また、教育情報化推進リーダー研修や視聴覚教育メディア研修でもテーマとして取り上げた。

<p>②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対応の研修参加者の前期層（経験１年～１０年）の教員の割合は約８０％を占めている。学級担任として、広くいじめを見抜く力量を高める視点での研修により、いじめの早期発見に成果を上げることができている。研修成果を校内研修等を活用して周知し、共有していくことが必要である。 ・ネットいじめ防止については、調査研究事業として、「生活を豊かにするSNS利用に関する指導法の研究」でSNS提示ツールを開発し、授業での活用を進めるための指導モデルプランや利用教材などを含めたパッケージとして総合教育センターのウェブサイトからダウンロードして利用できる状態になっている。
<p>③御意見・御提案等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート結果から、講義形式と併せて実践事例を中心としたグループ討議を入れた演習等を多く取り入れていくことにより、研修全体の質の向上を図っていく。特に後期層の研修参加者には、広く保護者や地域で研修内容を還元していくように周知し、いじめ防止への取組を強化していく。 ・教職経験７～２０年程度の中期層・後期層リーダー層に対する研修の場として、中堅教員サポート塾を全県下に引き続き広報し活用を図る。 ・「SNS提示ツール」（指導モデルプランや利用教材などを含めたパッケージ）として総合教育センターのウェブサイトからダウンロードして利用できる状態になっている。今後は、更なる活用を目指し、周知、共有していくことが必要である。

1.4 千葉県子どもと親のサポートセンター

<p>①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況</p> <p>○教育相談事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子供（小・中高生など）、保護者、教職員に対し、電話相談・来所相談・Eメール・FAX相談により支援・援助を行ってきた。教育相談の総合窓口として、必要に応じ学校や関係機関と連携し、予防及び早期発見につながるよう、適切な対応を行っている。 <p>○24時間子供SOSダイヤル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒、保護者や教職員に対し、学校生活に関すること、心や身体のこと、その他進路や適性に関すること等について、休日・夜間を含めた24時間の電話相談を実施している。平日8時30分から17時15分まで実施しているため、その他の時間帯は外部委託している。 <p>○支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所員が学校に訪問し、事例検討会等を行い、教職員の資質力量の向上を図った。教育相談ネットワーク連絡協議会では、事例検討会等を通して地域における効果的な関係機関の連携強化を図っている。 ・子どもと親のサポートセンターにおいて、不登校の子どもに対して、異年齢によるグループ活動により社会性を高める「サポート広場」などを実施し、学校復帰に向けた支援をするとともに、保護者に対しては、発達に即した子どもの理解を深め効果的な支援の在り方を考える懇談会やセミナーを開催している。 <p>○研修事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導リーダー育成研修や教育相談基礎研修・上級研修・実践研修・教育相談コーディネーター養成研修・ネットいじめの現状と対応についての研修において、いじめ問題をテーマに具体的な事例検討を行うなどの研修を実施している。 ・児童生徒課と協同していじめ防止対策研修会及び児童生徒の自殺予防対策研修会、いじめ問題対策リーダー養成集中研修を実施している。
<p>②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度のいじめを主訴とする相談件数は、来所相談、Eメール相談で減少したものの、電話相談は2年連続で増加している。特に電話相談については、県民、保護者、教職員（学校）に対して、「子サポ・フリーダイヤル」「24時間子供SOSダイヤル」が周知されてきたと考えられる。今後もいじめで悩みを抱える県民に対しての心理的サポートを親身になって行っていく必要がある。また、いじめを主訴とする相談について、学校・関係機関とのよりよい連携について今後も検討が必要である。 ・「学校支援事業」においては、教職員の資質力量の向上に努め、効果を上げている。相談内容として、福祉的な対応や特別支援を必要とする事例が増加している。

- ・子どもと親のサポートセンターで開催する事業は参加者から良い評価を得ている。しかし遠方の子どもや保護者は参加しにくいとの声がある。
- ・いじめが起こってから事後対応を学ぶだけでなく、いじめを未然に防ぐことに重きを置いた研修内容やいじめ防止対策推進法を生かす教育相談体制づくりについての研修を実施した。

③御意見・御提案等
<ul style="list-style-type: none"> ・教職員（学校）を通じて児童生徒、保護者への教育相談事業内容の周知のため、教職員対象の教育相談研修等の研修事業の際には詳しく丁寧な説明を徹底して広報活動を行う。 ・「いじめ」が認められる主訴の相談に対しては、保護者からの話を丁寧に聞き取り、速やかに学校等関係機関との連携が取れるように担当相談員と所員との報告・連絡・相談体制を確認・強化していく。関係機関との連携をより推進していく。 ・問題解決型の研修内容から、開発・予防的な視点での研修を増やし、担当者と講師の打ち合わせを綿密にしながら受講者のニーズにあった研修を企画、運営する。

1 5 千葉県中央児童相談所

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所では、育成相談、非行相談などを行っており、必要に応じて学校と連携して対応している。 ・中央児童相談所では、子ども家庭110番事業を実施し、24時間365日体制で児童虐待をはじめとする電話相談に対応している。
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関が連携して対応することが重要と考える。
③御意見・御提案等

1 6 ・ 1 7 千葉県警察本部生活安全部少年課・同課少年センター

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
<ul style="list-style-type: none"> ・ヤング・テレホン 本部少年センター内にフリーダイヤル回線による相談窓口（ヤング・テレホン）を設置し、主に非行問題や犯罪被害等の悩み・問題を抱える少年のほか保護者からの電話相談を受理し、適切な助言・指導を行っている。 ・スクール・サポーター制度 スクール・サポーターは、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の児童生徒を対象とした非行防止や立ち直り支援、学校における児童生徒の安全の確保」などを目的とし、主として、非行問題等を抱える学校からの要請に基づいて派遣し、「教職員に対する生徒指導や健全育成に係る助言」、「学校が実施する学校内外のパトロール活動への支援」など、学校への支援活動を行っている。 ・非行防止教室 非行防止教室は、児童生徒の規範意識の向上や犯罪被害等の未然防止を目的として、小・中・高校生等を対象に学校関係者の理解と協力を得て、少年補導専門員などの警察職員を派遣し、教材を使用して開催している教室であり、児童生徒の規範意識のより一層の醸成を図っている。
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
<p>学校におけるいじめ問題については教育上の配慮等の観点から、一義的には教育現場における対応を尊重しつつも行為が犯罪等に該当する場合には、被害児童等や保護者の意向、学校における対応状況等を踏まえながら、必要な対応を図っている。</p> <p>しかしながら、少年の生命、身体又は財産に重大な被害が生じている場合は、捜査等を推進し、検挙、補導等の措置を積極的に講じていく必要がある。</p>

③御意見・御提案等

いじめ防止に向けた広報啓発や学校からの要請に基づきスクール・サポーターを派遣するなど、いじめ問題に取り組んでいる関係機関への支援を引き続き行っていきたい。

1 8 千葉県警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

○児童生徒向けネット安全教室の実施

・重点指導事項

LINEにおけるトラブル事例とその対応策

Twitterにおけるトラブル事例とその対応策

YouTubeにおけるトラブル事例とその対応策

ネットリテラシーの基本

○教職員保護者向けネット安全教室の実施

・重点指導事項

SNSにおけるトラブルの現状

フィルタリング、ペアレンタルコントロールについて

ネットリテラシーの基本

○サイバーパトロール等による青少年関連の最新動向の注視

・東京オリンピックに向けて拡充が予想される WiFi エリア

・Tik Tok、17LIVE、showroom 等の青少年に普及が進むメディア

・通信料金と端末代金を分離するいわゆる「分離プラン」の影響

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

・インターネット関連、特に SNS のルールや使用法について、大人より子供の方が熟知している。

・SNS トラブル等についてはメディア等によく喧伝されるものの、その実態面となると大人はよく知らない（特に保護者）。

以上二点を踏まえ、教職員、保護者にはまず青少年の SNS の実態面を知ってもらうことが大切と考えており、ネット安全教室や教育関連のフォーラム等でもそれを重点に話をしている。

③御意見・御提案等

・サイバー犯罪対策担当部署として、インターネットの最新動向の把握等に日々注力しており、これらの情報を他の部署とも共有して行ければ幸いです。

1 9 千葉市教育委員会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

(1) 千葉市生徒指導調査委員会の設置

教職員の資質や力量向上のため、研修体制の充実及び啓発・指導資料の作成を行っている。

(2) 生徒指導特別対策委員会の設置

小・中学校における生徒指導上の諸問題について情報交換を行い、その対策について協議する。年間 11 回開催している。

(3) 千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会の設置

いじめの防止等のための対策を行うこと、いじめ等による重大事態における事実関係を明確にし、当該重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止を図ることを目的として、定例としては年 3 回開催している。

(4) いじめ問題対策連絡会の設置

学校関係者、警察関係者、関係各課等が、いじめ問題に対して、それぞれの立場でどのような対策を講じているか等について情報交換を通して共通理解を図り、必要に応じて連携を図ることを目的として、年間 3 回開催している。

- (5) 教育相談ダイヤル24の実施
いじめ問題等に悩む児童生徒や保護者等がいつでも相談できるように、夜間・休日を含めた24時間の相談を実施している。
- (6) 長期欠席対策担当教育相談員による学校訪問の実施
各学校の長期欠席児童生徒の状況を調査し、必要に応じて相談を受けたり、直接学校訪問をし、対応についての指導、援助を行っている。
- (7) スクールカウンセラーの配置と体制の強化
全小中特別支援学校にSCを配置し、児童生徒や保護者等の相談にあたる。また、2区に1人の割合で3名のスーパーバイザーを配置し、緊急時対応及びSCからの相談対応を行っている。
- (8) スクールソーシャルワーカーを2名増員し、計8名を教育センターと養護教育センター、教育支援課に加えて、5校の中学校に1名ずつ配置し、教育委員会で把握しているケースや学校から相談されたケースに対応している。
- (9) 平成28年度から統括スーパーバイザーを教育支援課に1名配置し、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの連携を促進し、教育相談体制の充実を図っている。
- (10) 平成28年3月に策定した「千葉市いじめ防止基本方針（H30年3月改定）」を参酌した「学校いじめ防止基本方針」を各学校が策定し、各学校ホームページに掲載している。
- (11) 「千葉市いじめ防止基本方針（H30年3月改定版）」「いじめ対応マニュアル」「学校いじめ防止基本方針策定の手引き」を学校配信及びホームページに掲載し、各学校のいじめ対応への参考にするとともに、保護者・地域との連携推進に役立てている。
- (12) 平成30年10月26日から平成31年1月31日まで、LINEアプリを利用した教育相談窓口「千葉市LINE相談」を開設した。今年度は5月7日から3月21日まで、週2日相談窓口を開設する。

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

- ・国の基本方針の改定に伴い、平成30年3月に「千葉市いじめ防止基本方針」の改定を行った。
- ・「千葉市いじめ防止基本方針」の改定に伴い、「いじめ対応マニュアル」及び「学校いじめ基本方針策定の手引き」も併せて改定を行った。
- ・また、これらをホームページ等により、保護者や市民に公開しているが、いじめ防止等に関する理解の促進をより図る必要がある。
- ・学校におけるいじめの防止等のための研修の充実や対策の適切化を図るため、心理や福祉等に関する専門的知識を有する者、いじめへの対処に関し助言できるものなどの人材にかかわる情報提供を適切に行う必要がある。
- ・SCやSSWの増員、教育相談ダイヤル24や千葉市LINE相談の開設など、児童生徒及び保護者がいつでも相談できる体制づくり、幅広い相談窓口の構築に努める必要がある。

③御意見・御提案等

20 千葉少年鑑別所

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

- 学校等に対する講演、法教育活動
- 問題行動を起こす少年の背景因としていじめが認められる少年に対する相談活動
- いじめの被害を受けた少年に対する心理ケア

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

- ・講演等では、少年鑑別所において蓄積等させた知見等を下に、たとえ軽い気持ちで始めたいじめであっても、それが、その後、加害者・被害者双方に重篤な結果をもたらしかねないことを、双方の心理面での動きを中心に説明するなどして、いじめへの問題意識を高めるようにしている。今後は、実施後にアンケートを行うなどしてその効果を確認し、より実りのあるものとする。
- ・個人面談においても、当所のアセスメント機能を活用し、成果が上がるように努めている。

③御意見・御提案等

少年鑑別所に収容された中学生の多くは、当所で復学意欲を高めるが、退所後、意欲を維持できず、再度、学校不適応に陥る中で、いじめの加害者、ときには被害者になるケースも見られる。当所では少年の細密なアセスメントを行っており、それを少年の復学・更生意欲の維持向上に役立てられるように各機関と連携を進めたい。

2 1 千葉地方法務局

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

○啓発活動を通して、未然防止、早期発見の推進

- ・「子どもの人権を守ろう」をテーマに、各種啓発活動に取り組む。
- ・いじめの根底には、人権意識の希薄さがあることから、子どもたちに人権尊重について理解させる。

○担当する主な関係事業等

- ・「子どもの人権110番」
全国共通のフリーダイヤルによる専用相談電話を設置し、人権擁護委員とともに相談に応じる。
- ・子どもの人権SOSミニレター
全国の小中学校の児童生徒に「子どもの人権SOSミニレター」を配布し、子どもの悩みに対して人権擁護委員とともに返信する。
- ・「人権教室」の実施
主に、小中学校を訪問し、人権擁護委員が講師となって授業を行い、児童生徒に対して人権尊重の意識を理解させる。
- ・全国中学生人権作文コンテスト
中学生が人権をテーマとした作文を書くことにより、人権尊重の重要性を理解してもらう。
- ・子どもの人権ポスター原画コンテスト
小中学生が、人権ポスターを描くことにより、人権尊重の重要性を理解してもらう。

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

- ・人権教室をはじめとした各種啓発活動を行うことにより、子どもたちに人権尊重の重要性、必要性を理解してもらうことができたと考えている。
- ・電話・手紙等での相談対応により、悩みごと解決の一助になることができた。
- ・中学生人権作文コンテストの入賞作品を人権教室で活用することにより、人権尊重について理解を深めることができた。
- ・人権教育啓発推進センター作成の中高生向けDVD「インターネットと人権」を利用して、中学生や高校生を対象とした人権教室を実施する取組を行っている。

③御意見・御提案等

- ・特にありません。

2 2 千葉保護観察所

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

- ・保護観察所としては、取組を行ったおりません。

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

③御意見・御提案等

2 3 千葉県都市教育長協議会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

○千葉県都市教育長協議会としての取組は行っていない。

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

③御意見・御提案等

2.4 千葉県町村教育長協議会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
○いじめ防止や相談体制の充実 ⇒ 千葉県教育予算及び人事に関する要望書 (内容) スクールカウンセラー等の配置、拡充 ①相談が複雑・多様化しているため、配置時間の拡大を要望 ②全小学校への配置及び各市町村専任の1名派遣を要望 ③スクールソーシャルワーカーの増員と配置時間の拡大を要望
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
○スクールカウンセラー配置時間等が年々増加傾向されていることから、今後も、協議会全体で連携し、根強く拡大を要望していきたい。 ○各町村のいじめ防止に係る効果的な取組や個別事案等の情報交換を継続的にしていきたい。
③御意見・御提案等

2.5 千葉県小学校長会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
○「生徒指導だより」の発行 ・7月に「生徒指導だより」を発行し、生徒指導に関する実践活動及び事例等を広報するとともに、各学校での取組について充実を図っていくため、啓発活動を行っていく。今年度は「千葉県の最近の生徒指導の傾向と対策」を中心に県教育庁教育振興部児童生徒課に原稿依頼した。 ・「生徒指導だより」に、いじめ対策を含めた取り組みを盛り込むことで、自校における対応等の一助となるようにする。 ・「生徒指導だより」を全県下の各小学校長並びに関係諸機関へ配布することで、生徒指導の実践活動及び事例等を広報するとともに、生徒指導推進の啓発を図り、さらなる発展を目指していく。 ○学校いじめ防止対策基本方針の改善 ・「千葉県いじめ防止基本方針」を踏まえ、各学校において、「学校いじめ防止基本方針」等、実態にあった見直しを行い、修正・改善を図る。 ・学校ホームページ上にて公開し、保護者や地域等への周知を図る。
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
・いじめ問題をはじめ、ネット上の問題行動や不登校等の諸課題に係る、未然防止及び早期発見・早期対応及び解決に向けて、今後も啓発活動を充実させる必要がある。特に、近年問題が増加傾向にあるネット上の問題行動については、情報モラルの視点から指導の充実を図る必要がある。 ・道徳教育を核として、教育活動全体を通して、お互いの人格を尊重し合える態度の育成等、心の教育の推進を図り、自己実現を目指す指導や支援を、計画的、組織的に取り組む必要がある。 ・いじめの背景にある家庭や社会的な問題に目を向け、家庭、地域社会、関係機関及び学校相互の連携強化を図る必要がある。 ・各学校において「学校いじめ防止基本方針」の見直し、改善がなされることにより、いじめ防止への組織的な取組を周知し、推進する必要がある。
③御意見・御提案等
・いじめ問題については、深刻化及び重大化してきており、学校だけでは対応しきれない事案が山積している状況にある。そのため、尚一層の関係諸機関並びに、家庭や地域社会との連携を図りながら、粘り強く取り組む必要があること。 ・いじめの認知について、件数が学校間で差があることを踏まえ、いじめの正確な認知に関する教職員間での共通理解を図る必要があること。 ・いじめを未然に防止し、早期に発見、対応するためには、各学校のいじめ問題への取組が具体的で、実効性があり、継続的なものでなければならないこと。

26 千葉県中学校長会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
○いじめ等の問題把握と防止の取組 各ブロック、各地域ごとにいじめ等に関する問題把握と防止に取り組む。 ・各地区ごとのいじめ等に関する研修会の実施 ・各ブロックごとの情報収集、情報交換と分析 ・ブロック単位での地区別小中高生徒指導連絡協議会の実施 ・各ブロックや地域の取組及び研修会の広報活動（校長会だよりに掲載）
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
・各ブロック、各地区において、いじめ根絶に向けての研修会が実施されている。今後さらに研修の充実を図るとともに、研修内容について広報していく。 ・各学校では、いじめアンケートや教育相談等を通して早期発見・解決に努めている。また、いじめに対する教職員の理解が進み、積極的にいじめを認知している状況である。 ・SNS等のインターネットを通じたいじめについては、大きな課題である。各地区、各学校において情報モラル教室や人権教育の充実を図っているところである。生徒だけでなく、通信機器の契約者である保護者に対して、どのように働きかけていけば良いのかも課題である。
③御意見・御提案等
・各地区ごとに関係機関と連携しながら、いじめ防止及び人権意識の高揚に努めているところであるが、今後一層の連携強化を行っていく必要がある。

27 千葉県高等学校長協会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
千葉県高等学校長協会 (1) 生徒指導委員会 ①未然防止に向けた各校の取組の紹介と支援 取組の実施例 ○生徒へのアンケート調査 生徒の状況を把握 ・年2回前期後期で実施 ・学期1回年3回実施 ・年5回実施（必要に応じて追加実施もある） ・いじめ以外に教育相談のアンケートを実施 ・「学校生活アンケート」という名称でいじめに限らず実施 ○生徒面談・・・面談週間等で生徒及び保護者からの情報収集 ・年1回 ・年2回 ・年5回 ○新入生に対し、学年集会で校長・生徒指導主事より「いじめは絶対に許さない」ことを周知する。 ○人権・SNS・デートDV等の内容での講話・職員研修 年1～2回開催 ○いじめに関するLHRの実施 年1～2回開催 ○職員の生徒観察により早期発見に努め未然防止を行う。 ②委員会における研修及び研究活動 ③校長協会他関係団体との連携 (2) 人権教育特別委員会 「いじめにかかる人権問題について」をテーマとした研修等の実施 千葉県高等学校教頭・副校長協会 (1) 生徒指導部会 いじめ防止に向けた研修会の実施

千葉県高等学校教育研究会

(1) 生徒指導部会

- ①各地区における、中・高生徒指導連絡協議会で情報交換の時間を設けている。
- ②各地区における、地区生徒指導連絡協議会で情報交換の時間を設けている。
- ③生徒指導部会理事会において、協議や情報交換を実施している。
- ④生徒指導部会総会並びに研究協議会において、担当課指導主事による講話を行っている。

(2) 人権・同和教育部会

- ①偏見や差別に係る人権問題のすべてがいじめにつながると考え、それぞれの課題に教育的に取り組んでいる。
- ②春季研究協議会、理事役員研修会、秋季研究協議会での研修・講演並びに機関紙「かがり火」をとおしての研究活動等を行っている。

(3) 教育相談部会

- ①『いじめ予防と取り組む ～精神保健の視点から～』（2015年6月）を部会事業委員会で作成し、各高校に配付した。
- ②部会の総会・理事研修会・夏季研修会・教育相談専門講座等の研修の機会に、いじめに関する研修を必ず実施するようにしている。

(4) 養護部会

いじめの問題自体を扱うことはしていないが、いじめにつながるような問題を研修会で取り上げることがある。

(5) 情報教育部会

総会や研究協議会で、情報セキュリティーや情報モラル等、今日的な課題についての研修を実施している。

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

千葉県高等学校教育研究会

(1) 生徒指導部会

- ・成果
各情報交換会により、対策や問題点等について、情報共有や対応が一定程度できている。
- ・課題
ネット上等でのいじめ対策が、更に必要である。

(2) 人権・同和教育部会

- ・成果
条例の制定以前から、人権問題として「いじめ」を取り上げ、研修を行ったり、LHR用の研修資料を活用しての人権教育を推進している。
- ・課題
更に手厚い取組のための時間の確保が難しい。

(3) 教育相談部会

- ・成果
いじめの保護因子とリスク因子を特定し、保護因子の強化、リスク因子の軽減を中心とした包括的な対応を提唱している。
- ・課題
学校保健委員会を更に活性化させる必要がある。

(4) 養護部会

- ・成果
SNSのよるいじめ、発達障害や自閉症がいじめの原因となること等についての理解が深まった。
- ・課題
たとえば、LGBTのような、今日的な課題に対する研修の機会を更に設ける必要がある。

(5) 情報教育部会

- ・成果
最新の情報を知る機会を設けたことにより、教科「情報」の担当者間で、情報の共有を図っている。

・課題

情報を専門とする教員が少ないことや、教科としての独立性が低いことにより、研修の成果が学校内で広がりにくいところがある。

③御意見・御提案等

千葉県高等学校長協会

(1) 生徒指導委員会

①いじめ防止基本方針等、基本的な対応は

各学校で整っているといえる。しかし、特別支援教育、問題行動、学習支援等、様々な視点から更に事例を研究する必要があると思われる。

②スマホ、SNS等に関する保護者対象の研修会への参加者を増やす等して、研修会をより充実させる必要である。

(2) 人権教育特別委員会

いじめ問題は、生徒の人権上の重大な問題であるので、教職員の人権感覚や人権意識を磨いていくことが、いじめの早期発見や予防に大きく寄与するものと考えられる。

千葉県高等学校教頭・副校長協会

(1) 生徒指導部会

今後、いじめというテーマで研究を行う学校が出てくるよう積極的に働きかけを行いたい。

千葉県高等学校教育研究会

(1) 生徒指導部会

多様化するいじめ問題に対して、職員の緊密な意思統一と一貫性のある対策並びに迅速な対応に努めたい。

(2) 人権・同和教育部会

人権問題のすべてが「いじめ」に関わっていると考え、思い込みや偏見、人を傷つけること、命の重さを職員の研修をとおして授業等に生かし、学校教育としての責任を果たさねばならない。

(3) 教育相談部会

義務制の千教研教育相談部や日本学校教育相談学会千葉県支部、日本学校心理士会千葉支部等の諸団体と連携し、いじめ等に対応するための研修や書籍の発行の充実を図っている。

(4) 養護部会

いじめ問題に関して、いわゆる生徒指導的な観点とは違った観点で実施した研修を重ねたことにより、養護教諭の存在はより重要になったと思われる。

(5) 情報教育部会

新学習指導要領を踏まえ、たとえば家庭科と同様に、各校に1名以上、情報教育専門の教員を配置してほしい。

28 千葉県特別支援学校長会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

(各学校)

○未然防止に向けた心の教育

・学年、学級、学部経営(社会の形成者としてのありようについて日常的に意識させる学級経営、いじめ等の情報が収集できる、なんでも言い合える人間関係づくり、児童生徒や保護者から信頼される教師集団)

・わかりやすい道徳の授業(全体計画の周知、指導計画の活用)

・自立活動の授業(コミュニケーション等に関する障害特性に応じた指導・SST等)

○相談活動の充実(調査後に相談、計画的に相談週間の設定:きかせてホットライン、きいてねホットライン、意見箱の設置、ケース会議の充実)

○ネットいじめ対策(DVDを用いた指導及び情報の収集)

○関係機関との連携(相談支援機関、医師、警察、少年センター)

○インターネットの適正利用・スマホ等のトラブルへの指導：情報モラル講師派遣教室開催「生徒と保護者、教師の2回に分けて実施」、スクールアドバイザーを活用した研修会
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
○各学校では、相談活動やケース会議等の実施により、問題に対し、早期に対応している。学校によっては、リストカットや親の虐待等の事例があるが、会としては把握はしていない。 ○児童生徒の障害により、アンケートの実施方法、回答方法を工夫している。アンケートが読めない、記入が困難な児童生徒に対しては、教師が一人ずつ聞き取りをし、それを自宅に持ち帰り、保護者が確認後に提出するようにしている。保護者との信頼関係が必須。 ○今年度、各学校の取組状況について、校長会として未然防止の教育、対策、研修会の実施、対応委員会の回数や内容など、調査をして概要を把握したいと考えている。
③御意見・御提案等
○特別支援学校にもスクールカウンセラー配置が必要である。 教職員の行動観察や対応への方針検討会等の意見には限界があり、カウンセラー等の専門的な視点や助言が不可欠だと考える。 特別支援学校で起きている事象は他の学校種と全く同じ状況である。特に高等部単独の特別支援学校、あるいは高等部職業コースの生徒においては中学校や高等学校と同様の状況にある

2.9 千葉県私立小学校協会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
千葉県私立小学校協会に加盟する総ての私立小学校は、それぞれ「いじめ防止基本方針」を明示し学校全体でいじめ事案に対処する体制を整えている。また、協会としても校長会議での情報交換の中で、いじめに関する事例の報告やその対処が話題になり、また、当協会主催の教員研修会の分科会でいじめが取り扱われる場合もあるが、特に協会としてこの問題への組織的な取り組みは行っていない。
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
上記の現状につき、特別に私立小学校協会としての成果や課題として挙げるべきものは無い。
③御意見・御提案等
当協会は県内の私立小学校10校の加盟する小規模な団体である。 年3回学期ごとに校長会議を開催し情報交換を行い、また毎年加盟校輪番で会場校となり、原則加盟校教員全員参加での研修を行っている。

3.0 千葉県私立中学高等学校協会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
理事長・校長会議や初任者研修会・養護教諭研修会など機会ある毎に、事例発表や基本方針やいじめの防止、早期発見、早期対応等について情報を提供し情報共有をしてきた。
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
私立学校では創立者の建学の精神の具現化に努め設置者である各学校法人が教育の質の向上と創意工夫に責任を持って取り組んでいる。いじめの防止は最重要課題である。生徒指導がきちんと行われているか否かは外部評価・評判に繋がる。協会としては今後ともに適切な対応が行われるよう情報提供・情報共有に努め私立学校の質の向上に繋げたい。
③御意見・御提案等
教員として果たすべき役割は変わるわけではないが、私立学校と公立学校と間の大きな違いがあり、教職員の責任と損害賠償責任の状況であると思う。私学の教員は、何かリスク、重大事態があった場合、損害賠償請求の矢面に立つことになり、また、学校法人が責任を負うことも含まれている。このようなことがあった場合、その学校の生徒募集の状況に反映し、学校の存続をも心配させるリスクの高い状況になるので、各校とも誠心誠意、創意工夫し対処している。スクールカウンセラーはすべての学校に配置されているわけではないので、県や教育委員会は配置に係る補助金の拡充やカウンセラー人材確保紹介や研修の機会について私立学校にも道を開いていただきたい。私立学校一法人ではかなわない部分があるのでよろしくお願いしたい。

3 1 千葉県養護教諭会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
○「養護教諭ステップアップセミナー」の開催 毎年、夏季休業中に本会会員を対象に開催している希望研修会で、平成 19 年度から立ち上げている。その中で、“学校における被害者支援”“発達障害への対応”“ジェンダーを考える”“難病を抱える生徒への支援”“命の授業”“震災に学ぶ”“ネットとの上手な付き合い方”などをテーマに、弱者や少数派の子ども達への支援について研修を継続し、内容を深めている。 講師には、医師、大学教授・准教授、臨床心理士、被災県の教諭・養護教諭、難病体験者などを招き、実例を元に講義をしていただいている。毎年、会員の半数近い 750 余名が受講している。 また、研修会終了後に研修報告をまとめ、本会ホームページに掲載している。
○各校での取り組みとして、健康相談という形で、個々の児童生徒の抱える悩みについての相談を受け、対応にあたっている。特に、定期的に各学校で行っている「いじめ等に関するアンケート」であがってきた問題については、関係職員と共に早期に具体的な対応策を整え、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、家庭との連携にもつなげている
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
・研修会の受講人数も安定しており、受講後のアンケートに於いても毎年好評を得ている。評価の高かった講師については、翌年もステップアップした講義を依頼しているため、養護教諭の資質は高まっていると思う。 ・ホームページに研修報告として掲載していることは、この研修会への意識を高めることにつながっている。 ・養護教諭に相談を求める生徒は、小・中・高校とも少なくなく、保健室における健康相談(教育相談)からの情報発信は、重要な位置を占めていることが多い。 本会としては、養護教諭自身のカウンセリングの力量を高めるとともに、児童生徒にとっても職員にとっても開かれた保健室となるような経営を個々の養護教諭が常に意識していけるような研修を企画していきたい。
③御意見・御提案等

3 2 千葉県 P T A 連絡協議会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
千葉県 P T A 連絡協議会は県内 2 5 郡市 P T A 連絡協議会 (連合会) からなる <本協議会の取組> ○年 5 回開催される、理事会での情報交換 ○県教委の取り組みを紹介 ○千葉県 P T A 研究大会 (今年度は安房大会 1 1 月 3 0 日) で単位 P T A の取組発表・意見交換
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
各単位 P T A (今年度は 9 1 9) は、それぞれの学校の校長先生はじめ先生方と連携を取り合い、いじめ防止に取り組んでいる。 しかし、子どもたちの人間関係は教師や保護者に見えにくい部分が多くあり苦慮している現状もある。 また、携帯電話やスマートホンの普及に伴い、ネット上での誹謗中傷、仲間はずれなどの対応は急務である。今後も引き続き連携をとっていきたい。 その他、保護者の中にも価値観の相違や教育力の違いなどから、足並みがそろわないこともある。 更に、学校や家庭では気が付かない姿を見ていただいている「地域の皆さん」との連携は不可欠であり、多くの地域で懇談会等を開催している。

③御意見・御提案等

私たち保護者は、学校でのわが子の様子を直接見る機会は限られています。気が付いたことがあれば、すぐに連絡をしていただける。また、私たちも気軽に先生方に相談できる。そんな、人間関係を築くことが大切だと考えます。そこにPTAの役割があると考えます。これからも、今まで以上に先生方や地域の皆さんと連携を深めていきたい。

3.3 千葉県高等学校PTA連合会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

県PTA連合会は、高校生の健全育成を目途としていることから、全国大会、関東大会、定期総会、各地区における研究集会等様々な機を捉えて分科会、講演会等で「いじめ」防止を啓蒙している

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

家庭においても、県や学校、社会の取り組みに理解を示すとともに、家庭や地域における防止策に関心を高めることができた。

- ・「学校いじめ防止基本方針」への理解を深めることができた。
- ・「いじめ」の実態を知ることができた。
- ・家庭教育の充実を図ることができた

③御意見・御提案等

3.4 千葉県特別支援学校PTA連合会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

千葉県特別支援学校PTA連合会は、42校（県立・市立・国立含む）の特別支援学校PTA組織の連合会です。本連合会の事業において、直接いじめ問題に対する取組は、行っておりません。

本連合会は、幼児児童生徒の生涯を通じた支援を確かなものにするため、諸条件改善のための事業、研修、理解啓発活動を行っております。

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

障害種を越えて交流を深めることで、障害児・者に関する情報の集約と提供に努めております。研修会を通しての研修活動、研究大会を通しての特別支援教育に係る理解啓発活動を行っております。

③御意見・御提案等

いじめ被害にあったとしても、なかなか人に伝えることが難しい幼児児童生徒もおり、各学校で「いじめ防止基本方針」が示されたことは幼児児童生徒の人権を守る上でとてもありがたいことです。

障害があってもなくても、一人一人がそれぞれの目標に向かい、日々生き生きと過ごすことができる社会になってほしいです。障害のある人を知ることにより、自己理解・他者理解が深まり、共に生きる社会の中で、声をかけること、手を差し伸べること、一緒に歩むことができるようになると思います。

一人一人が様々な経験を通して視野を広げ、多くの人を知ること、自分とは違う価値観を認められるようになれば、いじめ問題も少なくなるのではないのでしょうか。

3.5 千葉県公認心理師協会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

○小中高等学校・特別支援学校における初期対応及びいじめ予防教育の実施

- ・いじめの早期発見・早期対応のための児童生徒の面接
- ・被害児童生徒のカウンセリング、加害児童生徒の背景理解と対応
- ・教職員へのコンサルテーション
- ・保護者面接（家族関係の調整など）

<ul style="list-style-type: none"> ・予防として児童生徒へ心理教育（人間関係で困ったときの対処法など） ○いじめ問題への対応に関する研修・勉強会の実施 ・小中高等学校・特別支援学校などの教職員を対象とした校内研修の講師 ・当会主催の研修セミナーにおける、いじめ問題への対応に関する研修やいじめ調査委員会等に関する勉強会 <p>○いじめ問題の第三者委員会等の委員の推薦</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大事態が発生した際の第三者委員会（いじめ調査委員会等）の委員を会 員から推薦 ・市町村のいじめ問題対策連絡協議会等に参加
<p>②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の個別面接を通じて、いじめの早期発見・早期対応に努めた。また、児童生徒の対人関係の成長を促すよう、今後も学校教職員や保護者と協力して取り組んでいかなければならない。 ・いじめを認定した後、保護者の心配や要望を承るが、児童生徒自身がどうしたいか、児童生徒の希望を聴くことを大切にしている。 ・当会に対して、いじめの重大事態が発生した際の第三者委員会の委員推薦依頼が増えている。学校・教育領域を専門としない臨床心理士や公認心理師でもいじめ問題に対処できるよう、今後も研修や勉強会を継続していく必要がある。また、市町村教育委員会と連携し、委員推薦を適切かつ迅速に行うためのシステムを構築していくことが課題である。
<p>③御意見・御提案等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒のいじめ問題には継続して関わる時間が必要であるが、校内でスクールカウンセラーが関わるには週1日6時間では限界がある。限られた時間を有効に活用するためにも、教職員や教育委員会とのより一層の連携を心がけたい。 ・スクールカウンセラーが支援チームの一員として、「学校いじめ対策委員会」等に積極的に参加をし、教職員と情報収集・情報共有を行っていききたい。 ・いじめの予防として、ストレス・マネジメントや感情のコントロール、アサーション・トレーニング等の自己調整・自己表現方法を身につけられるような心理教育を実施した。いじめ問題の対応のみならず、予防教育を充実させていく必要がある。

3.6 国立学校法人千葉大学教育学部

<p>①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柏市教育委員会、ストップイットジャパン、敬愛大学とともに産学連携の枠組みでいじめ防止教材シリーズ「私たちの選択肢」（脱いじめ傍観者、SOS の出し方、多様な性の3テーマ）を開発、柏市、野田市、茨城県取手市等の中学校1年生で授業を実施。いじめ通報・相談アプリ「STOPit」の導入と合わせて、いじめ防止対策を推進。 ・内閣府「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」及び「青少年インターネット利用環境実態調査企画分析会議」に委員を派遣。 ・千葉大学いじめ防止対応委員会を設置し、附属学校におけるいじめ防止対策を推進。 ・千葉県、流山市、富里市、茨城県取手市等のいじめ防止対策に委員派遣等で協力。
<p>②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「私たちの選択肢」授業は教職員・生徒に好評であり、アプリ「STOPit」を通じた相談は電話・メールによる相談の約10倍となっている。 ・ネットいじめ対策等の国の施策に関して、提言やデータ分析を実施。 ・法律上のいじめに該当する事案を日常的に記録し、学校内及び学校と教育学部間で迅速に情報を共有していじめ事案に対応する体制を構築。 ・いじめ重大事態の調査に委員長等の立場で貢献、実効性あるいじめ防止対策について提言。
<p>③御意見・御提案等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法律上のいじめに該当する事案の学校内共有、設置者への報告、重大事態の認定等について期限の目安の設定（原則として一日以内とする）。 ・複数市町村連携によるいじめ防止体制の構築。 ・被害者側を支援する代理人制度の構築。

37 千葉大学子どもこころ発達教育研究センター

<p>①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況</p> <p>○未然防止に向けた小中学校での予防教育の取り組み</p> <p>a. 認知行動療法に基づく不安の予防教育プログラム「勇者の旅」の効果検証 目的：授業を通して不安感情に関する「自己理解」と「他者理解」を深め、各自が適切な不安対処スキルを身につけることで、不安の問題を未然防止し、からかいやいじめ等が生じにくい学級環境を形成する。</p> <p>具体的な取り組み：</p> <ul style="list-style-type: none">・ 文部科学省委託事業「子どもみんなプロジェクト」にて県内外の教育委員会と連携（千葉県教育庁教育振興部児童生徒課 生徒指導・いじめ対策室 他）・ 「勇者の旅」指導者養成研修会（6時間ワークショップ）の定期開催・ 県内外の小中学校における「勇者の旅」の授業実践 <p>b. 小学校高学年用のいじめ防止用教育ビデオの作成及びホームページ上での公開 目的：いじめに関する正しい知識をもつことにより、実際の学校生活において適切な対処行動が取れるようになることを目指す。</p> <p>具体的な内容：</p> <ul style="list-style-type: none">・ 第1章：いじめに関する基礎知識（9分）・ 第2章：いじめ被害にあった時の対処法（8分）・ 第3章：いじめを見た時の対処法（9分）
<p>②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題</p> <ul style="list-style-type: none">・ 平成30年度も、千葉県内外の小中学校計30校にて「勇者の旅」の授業実践が担任教師や養護教諭によって行われた。中間解析の結果、今回もプログラムを実施した学級の児童生徒の不安スコアは、非実施学級の不安スコアに比べ有意に低減したことが確認された。・ 課題として、「10時間分の授業時間確保が難しい」という意見が、前年度に引き続き挙げられている。・ 今後は、プログラム実施による長期的な変化（学級風土の改善、いじめの減少等）についても、評価していく必要がある。・ いじめ防止用教育ビデオを用いた校内研修を希望する学校から、今年度もすでに数件、問い合わせが寄せられている。
<p>③御意見・御提案等</p> <ul style="list-style-type: none">・ 不安の予防教育プログラム「勇者の旅」は、いじめやその他、児童生徒のメンタルヘルスの問題を未然防止する上で有効であると考えられ、県内の多くの小中学校での授業実践が望まれる。県内外で普及が進みつつあることから、今後も、千葉県教育委員会や県内外の各小中学校、教育学部等と連携しつつ、継続的な取り組みにつなげていきたい。・ いじめ防止用教育ビデオについても周知を進め、学校現場での活用を促していきたい。

38 千葉県弁護士会

<p>①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況</p> <p>○弁護士会主催の事業</p> <ul style="list-style-type: none">・ 「いじめ予防出張授業」の実施 弁護士が学校に出向き、過去に実際に発生したいじめ自殺事件を題材とした「いじめ予防出張授業」を実施。 <p>(実施校数)</p> <p>平成25年（実施初年度）は、中学校1校（4クラス）。</p> <p>平成26年は、小学校1校（3クラス）、中学校2校（11クラス）、高校1校（8クラス）。</p> <p>平成27年は、中学校5校（25クラス）、高校1校（8クラス）。</p> <p>平成28年は、中学校4校（20クラス）、高校1校（8クラス）。</p> <p>平成29年は、中学校5校（20クラス+全校）、高校2校（16クラス）。</p> <p>平成30年は、中学校6校（27クラス）高校1校（8クラス）。</p> <p>今年度は、6月末までで、中学校2校（8クラス）での実施を予定している。</p>

実施校は千葉市を中心に、そのほかの地域からの問合せにも応じている。
他県での同様の取組みについても情報を収集し、授業内容の向上に努めている。

・「子どもの専門相談窓口」の設置

従来より、非行・いじめ（少年問題法律相談）、虐待（子どもへの虐待相談）等の問題について、相談窓口を設置し（専用電話番号あり）、子どもの権利に詳しい弁護士が、無料の初回相談を実施してきた。

今般、相談の要項を大幅に改訂し、社会的養護下の子どもや、少年院入院中の子どもからの相談窓口を増設することとし、子どもの意見表明権に対する支援をより強力に行えるようにした。

○関係機関との連携

・臨床心理士との勉強会の実施

スーパーバイザーを務める臨床心理士や児相との勉強会を定期的の実施。

いじめ予防出張授業の内容や少年事件問題について意見交換を行っている。

・行政機関設置のいじめ等調査委員会への参加

市や教育委員会等が設置するいじめ等調査委員会に、弁護士が委員として参加し、いじめ防止や適正な事実調査に向けて取り組んでいる。

・県教育庁「スクールロイヤー制度」への弁護士推薦

県教育庁が導入を検討している「スクールロイヤー制度」にて、派遣される弁護士の推薦を行う方向で調整中である。

同制度においては、いじめ予防出張授業を県内各地の学校で実施することも検討されている。

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

(いじめ予防出張授業に関して)

・授業で扱う題材が、実際に発生した深刻ないじめ事案や、憲法（人権）の話であることから、各弁護士は、身近な話題に置き換える等、授業内容を分かりやすく伝えるため、様々な工夫を行っている。

いじめ予防出張授業を実施した学校からは再要望の声が多く、アンケート結果も教諭らからはおおむね好評価を得ている。

・生徒や教員の方のアンケート結果に基づき、更なる授業内容の改善に向けて工夫を継続していくことが課題である。

学校から要望が高かった双方向型授業については、平成 29 年より、ワークシートを導入することで実現させた。

(行政機関設置のいじめ等調査委員会への参加に関して)

・今後、委員への就任依頼件数が増加することが見込まれるが、委員の業務を担当できるある程度の専門性を備えた人材の確保・養成が課題である。

③御意見・御提案等

・いじめ予防出張授業については、県内の学校と協力して、今後も、継続して実施していきたい。

・臨床心理士や児相等の関係機関と良好な関係を構築できていることから、今後も、定期的かつ積極的に、勉強会や意見交換の場を作っていきたい。

・県の「いじめ防止基本方針」についても、弁護士の視点からの検討を行い、必要に応じて提案、連携をしていきたい。

・県教育庁「スクールロイヤー制度」においても、いじめ予防出張授業の実施等、弁護士に対し、いじめ問題対策の担い手となることへの期待を感じており、可能な限り協力をさせていただきたい。

弁護士会、ことに子どもの権利委員会としては、スクールロイヤー制度が、学校現場の便宜を図る目的に留まらず、真に子どもの意見表明権を確保するものとして活用されることを熱望する。

3.9 千葉県行政書士会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

○千葉県行政書士会としての取組は行っていません。

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

③御意見・御提案等

40 千葉県医師会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
かかりつけ医の為の自殺対策を年1回開催しています。 医療機関として自殺未遂者への対応とケアを行っています。 また、いじめによる抑うつ状態や不登校の学童・生徒に対して対応しています。
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
団体としての成果は、お示しすることはできませんが、個別の事例として、いじめられた子供さんたちを医療機関がケアしていることで孤立や自殺を防いでいます。
③御意見・御提案等
いじめをする側の心のケアをどう取り組むか、単に「いじめいけないこと」と言うだけでは抑止にならないと思います。いじめをする側の心理を分析してケアしていく必要があると思います。

41 千葉県社会福祉士会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
○会として、いじめ問題に関しての取り組みは行っていない。当会会員の数名は、スクールソーシャルワーカーとして、学校・教育機関と連携して活動している。
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
○スクールソーシャルワーカーの基礎資格として、社会福祉士が期待されている中で、当会として、いじめや子どもや家庭に関する問題に関心を持って取り組む必要性がある。スクールソーシャルワーカーの存在を、現任の社会福祉士に周知し、専門職として輩出を後押ししていく必要性も感じている。
③御意見・御提案等
○いじめ、及びそこから派生する課題について、学校・教育機関と、福祉や医療など外部機関の専門職との連携強化を図っていただきたい。また、スクールソーシャルワーカーの担い手として、社会福祉士に引き続き、注目していただきたい。

42 千葉県精神保健福祉士協会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
特に取組を行っておりません。
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
③御意見・御提案等

43 千葉県人権擁護委員連合会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
○啓発活動を通じて、未然防止、早期発見の推進 <ul style="list-style-type: none">・「子どもの人権を守ろう」をテーマに、各種啓発活動に取り組む・いじめの根底には、人権意識の希薄さがあることから、子どもたちに人権尊重について理解させる。
○担当する主な関係事業等 <ul style="list-style-type: none">・「子どもの人権110番」 全国共通のフリーダイヤルによる専用相談電話を設置し、法務局職員とともに相談に応じる。・子どもの人権SOSミニレター 全国の小中学校の児童生徒に「子どもの人権SOSミニレター」を配布し、子どもからの相談に返信する。・「人権教室」の実施 主に、小中学校を訪問し、人権擁護委員が講師となって授業を行い、児童生徒に対して人権尊重の意識を理解させる。・全国中学生人権作文コンテスト 中学生が人権をテーマに作文を書くことにより、人権尊重の重要性を理解してもらう。

- ・子どもの人権ポスター原画コンテスト
小中学生が、人権ポスターを描くことにより、人権尊重の重要性を理解してもらう。

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

- ・人権教室では、思いやりの心や、相手に対する優しさの大切さを理解してもらい、いじめは「しない、させない、見逃さない」という合言葉を啓発している。また、外部講師として子どもと接することで、心が開かれ、交流ができる。
- ・人権ポスター原画コンテストの入賞作品をポスターなどの啓発物品に活用している。
- ・中学生に対する人権講演、人権教室の実施が広がりをみせている。

③御意見・御提案等

- ・関係機関の担当者が、情報交換をする場を多く設けていくべきであると考えている。
- ・学校側と本音で話し合い、いじめ、不登校の問題について、地域も一体となって問題解決につなげることが必要であると感じる（学校との連携強化）。

4.4 NPO法人企業教育研究会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

○啓発教材の制作・研修会への講師派遣

ソフトバンク株式会社と連携して共同開発した情報モラル教材『みんなで考えよう、ケータイ・スマートフォン』を活用する授業の方法を伝達するための、教員研修会に講師を派遣している。

○生徒向けの出張授業への講師派遣

柏市、野田市、山武市、君津市、流山市の全中学校1年生に向けて「わたしたちの選択肢」と題した出張授業への講師を派遣している。ネットいじめを防ぐには、集団が傍観者になるのではなく、関心を持つことの重要性を解説している。また、ネットいじめを通報する「STOPit」の活用法を紹介している。

○情報モラル教育研修への講師派遣

- ・千葉県児童生徒課の事業「情報モラル教育研修への講師派遣事業」に、派遣する講師を紹介している。

○千葉県青少年を取り巻く有害環境対策推進協議会の運営

- ・千葉県青少年を取り巻く有害環境対策推進協議会（ちば地域コンソーシアム）事業の事務局を担当している。行政・警察・民間企業・業界団体・有識者・青少年指導団体などの情報を交換できる場を作っている。

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

- ・教職員が最新の情報技術や子供たちのトラブルの最先端の情報を得ていないと指導できないという思い込みがある。
- ・SOSの出し方教育に関する授業づくり、および指導者の要請。

③御意見・御提案等

- ・児童・生徒向けの講演の依頼を受ける際に、「大人である教員が言っても説得力がないから、外部の大人に注意・指導をしてもらいたい」というご意見をよくいただきますが、外部の人間はあくまでも一期一会の存在です。第一義的には日常のモラルの指導があり、その延長線上に外部の人間による指導があるということをご理解いただきたいです。
- ・中学生向けにネットいじめを通報する「STOPit」を導入される自治体が増えています。検索可能な情報をネットパトロールだけでなく、当事者や傍観者から相談者に気軽に相談できる体制を作っていたくためにも、「StopIt!」のような仕組みを各市町村の行政として導入することで、相談しやすい環境を作るとともに、いじめを未然に抑止することができるはずです。